

報告第6号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月23日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

番号	専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
1	令和5年2月20日	282,030円	足立区鹿浜在住者	令和3年10月27日、区道の歩道部分の植樹柵の内側が歩道面より低く、植栽が無かったことから、歩行器を使って歩行していた相手方が同植樹柵でバランスを崩して転倒し、頭部裂傷の傷害を与えた。
2	令和5年3月2日	1,555,113円	足立区千住大川町在住者	令和4年5月19日、職員が公用車で走行中、交差点を右折する際、左側を並走していた自転車を追い越そうとしたところ、自転車右側に車両左側面を接触させ、相手方に右とう骨骨折の傷害を与えた。